気象庁からの警報発表・特別警報発表及び

緊急事態宣言等における研修会等の取り扱いについて

　　　　　　　　　　　　　公益社団法人奈良県栄養士会

　１．対象とする気象警報

　　　　〇 警　　報：暴風，大雨，洪水

　　　 〇 特別警報

　　　　　上記が、開催日の午前７時現在（13時以降開始の場合は11時現在）、

研修会場のある市町村に発表された場合、当日実施予定の対面型（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ型のうち対面開催部分を含む）研修会等は中止します。

なお、ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ型の場合、講師と連絡調整の上WEB参加者を対象として実施します。この場合、講師の承諾を得て録画し、当日参加できなかった方のｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ視聴について事務局で対応をします。ｵﾝﾗｲﾝ型開催の場合は、この限りではないこととします。

（研修担当者等及び事務局のいずれもが当該警報に係る事情によりWEB開催を主催できない場合は全面中止します。）

開催については、本会ホームページに7時頃又は11時頃に掲載します。

　２．緊急事態宣言、まん延防止等重点措置

　　　上記が、奈良県に発令されている期間に実施予定の対面型（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ型のうち対面開催部分を含む）研修会等は、事前に中止を決定し、参加申し込み者に連絡します。

　　　但し、上記１．「なお、」以下に該当する場合、原則として開催方法についても準ずることとします。